

『公費負担医療等の手引 2017年8月版』正誤(2017.11.16現在)

■印は、発行後に示された厚生労働省通知・事務連絡等による追補である。

頁	訂正箇所	誤	正																								
4	上から23行目	なお、7月30日までの高齢者の高額療養費の…	なお、7月31日までの高齢者の高額療養費の…																								
19	対象病名等、上から25行目	・シトルリン血症 <u>(型)</u>	・シトルリン血症 <u>1型</u>																								
33	対象病名等、上から4行目	被爆者の一般疾病 <u>原爆医療</u>	削除																								
107	右段下から6行目	P.111	P.108																								
133	左段上(資料6)	特定疾病療養受 給 証	特定疾病療養受 給 証																								
138	右段上から19行目	[負担額の残額合算: 30,000円(子の一部負担) + 44,400円(父と母の一部負担残額) = 74,400円]	[負担額の残額合算: 24,000円(子の一部負担) + 57,600円(父と母の一部負担残額) = 81,600円]																								
138	下の表 父外来aの1割負担の左側の枠内	18,000円	16,000円																								
138	下の表 父外来bの1割負担の左側の枠内	8,000円	6,000円																								
154	右段表の下より7、9行目	※3 任所得者 ※4 任所得者	※3 低所得者 ※4 低所得者																								
155	右段上から8行目	③ 児童福祉法「 <u>育成医療</u> 」「 <u>療養</u> の給付」	③ 児童福祉法「 <u>療育医療</u> 」「 <u>療育</u> 給付」																								
156	右上段表の下、上から3行目	※3 指定難病患者の負担額は260円である。(3食780円)。	※3 <u>医療の必要性の高い者については平成30年3月末までは360円である。</u> なお、指定難病患者の負担額は…																								
187	下部表、第2号被保険者の受給権者欄	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。 (下表参照)	特定疾病が原因で要介護・要支援の認定を受けたもの。 (次頁の表参照)																								
203	上部表の第2段階の多床室の「居住費(滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び捕捉給付額欄	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">居住費(滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> </tr> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>760 (1,230)</td> <td>990</td> </tr> </table>	居住費(滞在費)		合計		負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額	370 (840)	0	760 (1,230)	990	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">居住費(滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> </tr> <tr> <td>370</td> <td>0 (470)</td> <td>760</td> <td>990 (1,460)</td> </tr> </table>	居住費(滞在費)		合計		負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額	370	0 (470)	760	990 (1,460)
居住費(滞在費)		合計																									
負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額																								
370 (840)	0	760 (1,230)	990																								
居住費(滞在費)		合計																									
負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額																								
370	0 (470)	760	990 (1,460)																								
203	上部表の第3段階の多床室の「居住費(滞在費)」欄と、「合計」欄の負担限度額及び捕捉給付額欄	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">居住費(滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> </tr> <tr> <td>370 (840)</td> <td>0</td> <td>1,100 (1,490)</td> <td>730</td> </tr> </table>	居住費(滞在費)		合計		負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額	370 (840)	0	1,100 (1,490)	730	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">居住費(滞在費)</th> <th colspan="2">合計</th> </tr> <tr> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> <th>負担限度額</th> <th>捕捉給付額</th> </tr> <tr> <td>370</td> <td>0 (470)</td> <td>1,020</td> <td>730 (1,200)</td> </tr> </table>	居住費(滞在費)		合計		負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額	370	0 (470)	1,020	730 (1,200)
居住費(滞在費)		合計																									
負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額																								
370 (840)	0	1,100 (1,490)	730																								
居住費(滞在費)		合計																									
負担限度額	捕捉給付額	負担限度額	捕捉給付額																								
370	0 (470)	1,020	730 (1,200)																								
207	右段上から4~6行目、右記を削除	特定の疾患に対する給付が対象となる。本人負担があるため医療と介護の負担額を按分計算する。																									
219	左段上から4~5行目	…4,500円以内、ただし、障害認定に係るものについては5,800円以内)…。…	…4,630円以内、ただし、障害認定に係るものについては5,970円以内)…。…																								
385	右段上から1行目	自己負担を徴収する(P.397)	自己負担を徴収する(P.395)																								
504	右段上から6、10行目	鎖骨固定用 帯	鎖骨固定帯																								
505	左段上から17行目	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <u>索引</u> 等の特例	(17) 消炎鎮痛等処置等、介達 <u>索引</u> 等の特例																								
525	右段下から17行目	各都道府県労災 <u>保障</u> 課に <u>参照</u> されたい。	各都道府県労災 <u>補償</u> 課に <u>照会</u> されたい。																								
533	右段上から14行目の下に右記を追加	【法令等】 ◎労働者災害補償法(昭和22年法律第50号)																									
569	右段下から2行目	平成27年4月1日環境 <u>庁</u> 環境…	平成27年4月1日環境 <u>省</u> 環境…																								
602	左段下から3行目	www.npa.go.jp/higaisya/	www.npa.go.jp/higaisya/ <u>home.htm</u>																								
614	左段上から3、4行目	……申請者に無料 <u>診察券</u> 又は低額 <u>診察券</u> を交付する。	……申請者に無料 <u>診療券</u> 又は低額 <u>診療券</u> を交付する。																								
689	上段表の和歌山、「助成内容」項目の7行目、10行目。右記下線部を削除	橋本病、 <u>ネフローゼ症候群</u> ：18歳以上で入院のみ 筋ジストロフィー：入院・外来																									
692	都道府県庁等連絡先一覧表、「地方厚生局及び都道府県事務所(分室)」	北海道 011-795-5105 宮城県 022-726-9260 埼玉県 048-740-0711 愛知県 052-971-8831 大阪府 06-6942-2241 広島県 082-223-8181 香川県 087-851-9565 福岡県 092-707-1125	北海道 011-795-5105 * 宮城県 022-206-5217 * 埼玉県 048-612-7508 * 愛知県 052-228-6179 * 大阪府 06-4791-7316 * 広島県 082-223-8209 * 香川県 087-851-9593 * 福岡県 092-707-1125 *																								
701	6の参照項	179	＝																								
701	13の参照項	……になっている。ただし、初 <u>回</u> 申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。	……になっている。ただし、初 <u>回</u> 申請時の意見書については、患者から自費徴収できる。																								

最新の正誤表については、保団連 HP(<http://hodanren.doc-net.or.jp/>)でも紹介していきますので、ご確認ください。

保団連正誤表

検索

<http://hodanren.doc-net.or.jp/>

